

『所得税の課税ベース拡大に関する一考察』

経済学研究科 経済学専攻

04M3073 松井佑介

論文要旨

所得税とはどのような租税で所得税の改正を行うのにはどのような意義があるのだろうか。所得税とは、個人の所得に担税力を見出してそこに課される租税である。所得税は、税収に占める比率も高く、現在のわが国の租税制度の中心的な役割を担っている。また、所得税は、逆進性の問題がある消費税などと比較して相対的に公平な租税だと考えられてきた。しかし、所得税についても優れた面ばかりではなく、正確に捕捉することが困難であるというような問題点がある。このような点から、所得税中心の税体系から消費税中心の税体系に移行すべきであるという意見もある。

確かに、水平的な公平の観点からは、消費税は優位とされる。だが、「格差拡大」が懸念される近年においては、やはり、垂直的公平を達成しうる所得税の優位はゆるぎないものと考えられる。そこで本稿では、所得税の優れた面を重視しその問題点を解決していくことによって、垂直的にも水平的にも公平な本来の所得税に近づけるための提言をしていきたい。

まず、所得税は、所得という課税ベースに対して税率を乗じて算出される税である。そこで、ある一定の税収をあげるために大きく分けて2つの選択肢が考えられる。それは、狭い課税ベースに対して高い税率を課す場合と広い課税ベースに対して低い税率を課す場合である。1980年代後半からの日本においては、基本的に後者を選択していると考えられる。そこで、本稿においてその選択が正しかったのか、またうまく機能しているのかどうかについて検討していく。

第2章において所得税による労働供給への影響がどのようなものであるのかについて見た。理論的には限界税率によって効率性が阻害されることがわかった。しかし、課税と労働供給に関する実証研究の先行研究をサーベイした結果としては、労働供給の賃金弾力性は一様ではなく、明確な方向性を見いだすには至っていないことがわかった。実証研究では明確な結論がでていないとしても、理論的には、限界税率が効率性に影響を与えることがあきらかなかぎりにおいては、課税ベースを拡大し、税率を引き下げる方向性自体は支持できるものであろう。

第3章では、法学的な見地と経済学的な見地から控除制度について見た。所得控除等は、所得税制において重要な役割を担っていると考えられる。しかし、個別の控除項目を検討してみると、それぞれの立法趣旨から外れているものや目的を達成しているものがあり再考すべきである。また、経済学には課税ベースのイロージョンという概念がある。これは、本来課税されるべき所得から脱漏している所得のことを表している。経済学的に見た場合に、所得控除等はイロージョンとされ整理縮小すべきなのである。

第4章では実際に課税ベースのイロージョンを計測し、そして所得税法の改正に向けての提言を行った。2005年時点でマクロレベルの課税所得は、『国民経済計算』の家計部門の受取りに対してわずかに25%程度である。それに対して、所得控除等は40%近い規模であり、課税ベースのイロージョンの大きな原因であることがわかる。このように、所得控除等について整理縮小すべきと考えられる。その中でも、社会保険料控除の額は大きく、さらに給与階級別では高所得者ほど恩恵を受けていることから特に問題が多いだろう。

以上のように、所得控除等については法学的にも経済学的にも問題が多く、規模についても相当大きく課税所得を大幅に削っている。これらのことから、所得控除等を整理縮小しなければならないだろう。特に社会保険料控除についてまず検討すべきである。また、本稿において給与所得の必要経費について検討したが、これは給与所得だけに限った問題ではない。給与所得だけでなく他の所得に関しても必要経費のあり方について検討すべきであろう。さらに、課税ベースのイロージョンとしては、所得からの除外項目なども検討しなければならないだろう。これらの問題点については、今後の検討すべき課題としてていきたい。

『所得税の課税ベース拡大に関する一考察』

第1章 はじめに

第2章 所得税による非効率性

第1節 超過負担と労働供給への影響

第2節 労働供給に関する先行研究

第3章 所得税制の再検討

第1節 控除制度の意義

第2節 控除制度の再検討

第3節 課税ベースのイロージョン

第4章 所得税法改正の方向性

第1節 課税ベースの推計の先行研究

第2節 課税ベースのマクロ推計

第3節 所得税法改正に向けての提言

第5章 おわりに

第1章 はじめに

政府税制調査会の基礎問題小委員会は平成17年6月に公表した「個人所得課税に関する論点整理」において、税率のフラット化などの影響による所得税の財源調達機能の低下を懸念し、課税ベース拡大の必要性について言及している。財務省は平成19年度の当初予算ベースにおける国民所得に占める所得税の負担割合はわずか4.3%であるとしている。「個人所得課税に関する論点整理」においても「わが国の実効税率は諸外国と比べて極めて低い状況にあり、個人所得課税の本来機能の回復の観点からは、・・・課税ベースや税率構造の見直しにより、その水準を引き上げていくことが今後の課題となる」と指摘されている。これは、課税ベースの拡大により、わが国の基幹税である所得税の財源調達機能の回復を目指しているのである。とりわけ政府税調は、控除制度のあり方の見直しによる課税ベースの拡大を示唆している。その背景には、やはり広く薄い税負担を標榜に税率のフラット化が進んできたのにもかかわらず、課税ベースの拡大については遅々として進んでいないことが挙げられるのではないだろうか。

そこで、本稿において所得税の課税ベースを拡大すべきか否かについて検証していきたい。まず、所得税とはどのような租税で所得税の改正を行うのにはどのような意義があるのだろうか。所得税とは、個人の所得に担税力を見出してそこに課される租税である。所得税は、現在のわが国の租税制度の中心的な役割を担っていると考えられる。理由としては、金子（2007）において「大きな税収をあげうこと」と「公平負担の要請に最もよく適合していること」の2つを挙げている¹。1つめの理由である「大きな税収をあげうこと」については、所得税が平成19年度の予算額の約30%を占めており、その額は16兆5,450億円に上り国税の中で最も大きいことからわかる²。次に、2つめの理由を見てみよう。金子（2007）は、「所得は、担税力の尺度として最もすぐれており、しかも所得税においては、累進税率の適用が可能であるのみでなく、基礎控除その他の人的諸控除・・・の制度を通じて最低生活水準・・・の保障を図ることが可能であるから、所得税は、富の再分配や社会保障の充実の要請に

¹ 金子（2007）p156より引用。

² 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>を参照。

最もよく合致するといえる」と述べている³。また、水野（2007）においても「所得税は公平負担の要請を満たし、所得は個人の総合的な担税力を表しうる」とされてきた。例えば、家族の構成に応じて扶養控除や配偶者控除があり、病気の者に対する医療費控除があるというように、個人の事情を反映しうる。また、垂直的公平について、所得に累進税率を適用することによって、より高額の所得者から低額の所得者への所得の再分配を行うことが可能である」とされている⁴。このように、所得税は、逆進性の問題がある消費税などと比較して相対的に公平な租税であると考えられている。

ただし、所得税についても優れた面ばかりではない。金子（2007）では「所得税は、もともと正確な執行の困難な租税である」としている⁵。また、水野（2007）においても「所得税は、複雑かつ専門的であるため、租税回避の試みがなされることが多い。・・・税負担の不当な軽減をはかる者もあれば、さらに脱税により納税額を減らし所得税を操作する者も生じる」としてその問題点を指摘している。このような点から、所得税中心の税体系から消費税中心の税体系に移行すべきであるという意見もある。確かに、水平的な公平の観点からは、消費税は優位とされる。だが、「格差拡大」が懸念される近年においては、やはり、垂直的公平を達成しうる所得税の優位はゆるぎないものと考えられる。そこで本稿では、所得税の優れた面を重視しその問題点を解決していくことによって、垂直的にも水平的にも公平な本来の所得税に近づけるための提言をしていきたい。

本稿の目的は、課税ベースの拡大の可能性を探ることにある。そこで、まず第2章において所得税による労働供給への影響がどのようなものであるかを見てみたい。さらに、第3章で課税ベース拡大のため税法を含む法学的な見地から所得控除制度の検討と課税ベースのイロージョンについて見ていく。次に、第4章で実際に課税ベースのイロージョンを計測し、そして所得税法改正に向けての提言をしていきたい。最後に、第5章では本稿のまとめと今後の課題を指摘することとする。

³ 金子（2007）p74より引用。

⁴ 水野（2007）p117より引用。

⁵ 金子（2007）p157より引用。

第2章 所得税による非効率性

ここでは、所得税制の改正に向けて経済学的にどのようにするのが望ましいといえるかを見ていきたい。所得税を課税するにあたって、石（1979）は「ある与えられた一定額の税収をあげるために、所得税は2つの選択的な形態をとることが可能である」としている⁶。具体的には「課税ベースを狭くして税率を高くすること」と「課税ベースをより拡大し税率を低くすること」としている。日本において見てみると、1986年までは税率区分が15段階で最高限界税率が70%であったが、1986年の中曾根内閣における税率のフラット化の流れから、現在では税率区分が6段階で最高限界税率が40%となっている。このように日本の所得税制は、石（1979）が述べているように「課税ベースをより拡大し税率を低くすること」を選択していることがわかる。そこで所得税制の改正を考えるにあたって、現在の日本の所得税制が効率的か非効率的かを見てみよう。

第1節 超過負担と労働供給への影響

定額税を除くすべての租税は、家計の経済行動に何らかの歪みを与える。その歪みは、経済学において「超過負担」という経済の効率性を表す指標として使用されている。これは、所得税や消費税のような歪みをもたらす税による税収と、歪みをもたらす税が課された時の効用水準と同様の効用が得られる定額税の税収との差額によって表すことができる。

そこで、図1を使って所得税による超過負担を説明しよう。ある家計の効用は、余暇と消費に依存すると考える⁷。所得税の課税前の予算制約線はABとなる。A点は利用可能時間をすべて労働に充てて得た所得で、B点は利用可能時間をすべて余暇に充てていることを表している。そこで、課税前の予算制約で効用最大化させる点をe₁とする。

ここで、課税最低限をkとする2段階の累進所得税を課税したとすると、予算制約線はA'Bに変化する。課税後の予算制約で効用最大化させる点はe₂となる。このe₁からe₂への効用最大化点の変化は所得効果と代替効果の2つ

⁶ 石（1979）p14より引用。

⁷ 労働で得た所得はすべて消費に使うこととしている。

の効果に分解することができる。まず、所得効果とは、所得税によって実質的に所得が減少した分を取り戻そうとして労働を増やそうとする効果である。図1では、課税前の均衡点である e_1 から e_3 への変化が所得効果である。次に、代替効果とは、所得に課税されることによって余暇の相対価格が低下したことにより余暇を増やそうとする効果である。図1では、均衡点 e_3 から課税後の均衡点 e_2 への変化が代替効果である。

次に、所得税が課税された場合と同一の効用水準を達成するような定額税を考えてみる。すると、定額税を課された場合の予算制約線はCDとなり、効用最大化の点は e_3 となる。所得税が課税された場合と同一の効用水準を達成するような定額税を課された場合の税収がT、所得税を課された場合の税収がtとなり、この税収の差額である $T - t$ が所得税の超過負担となる。

ここで、所得税が課税された場合と同一の効用水準を達成するような定額税の均衡点と、所得税の所得効果による均衡点がともに e_3 であることが分かる。これは定額税が余暇と労働の相対価格に歪みを与えないためである。これによつて超過負担は、所得税の代替効果によってその大きさが決定されていることがわかる。代替効果は、相対価格に歪みをもたらすために起こるものであり、これは所得税の限界税率に影響される。これについて、井堀（2003）は「超過負担の大きさは、課税によってその経済活動（たとえば労働所得税の場合は労働供給）がどれだけ抑制されるかに依存する・・・特に、限界税率・・・が高いほど、労働時間も抑制されて、超過負担も大きくなる」と述べている⁸。すなわち、超過負担を減少させるためには限界税率を下げて相対価格への歪みを少なくすることが必要であるということである。

続いて、同様に図1を使って労働供給に関する影響について説明しよう。上述のように、課税されることによって効用最大化点が e_1 から e_2 に変化する。そこで、それを2つの効果に分解してみる。まず、 e_1 から e_3 への変化が所得効果であり、所得効果によって労働時間はBcからBaに増加する。次に、 e_3 から e_2 への変化が代替効果であり、代替効果によって労働時間はBaからBbに減少する。つまり、課税によって労働供給を阻害するのは代替効果であり、超過負担の場合と同様に限界税率がその原因であるとわかる。ただし、課税に

⁸ 井堀（2003）p176より引用。

による労働供給への影響は、所得効果と代替効果がそれぞれ相反する効果を与えており、最終的にどのような効果をもたらすかはそれぞれの大きさに依存するため一概には言えない。そこで次に、課税による労働供給の影響に関する先行研究を見てみることにしよう。

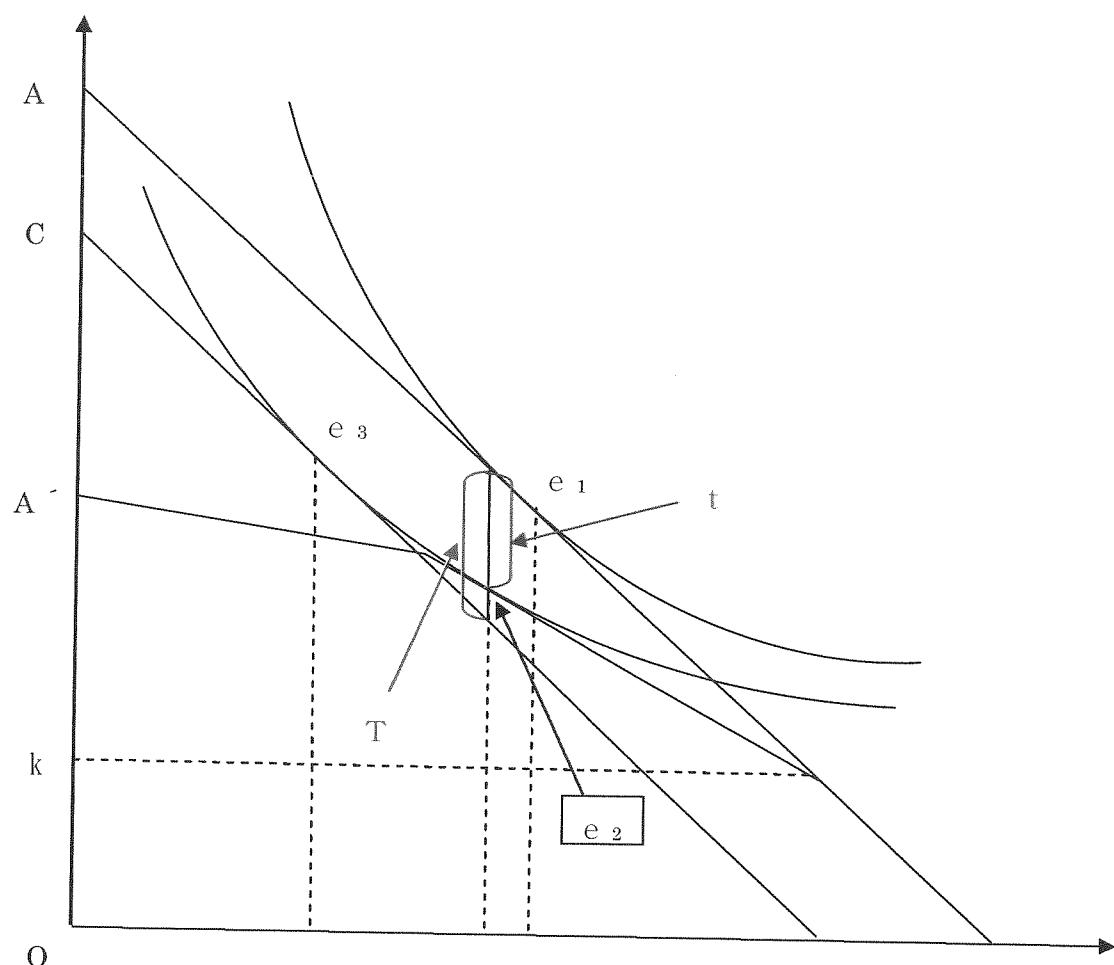


図 1 課税前と課税後の予算制約線

第2節 労働供給に関する先行研究

日本において男子労働供給の分析はあまりなされていない。その理由として、林正義（2003）は「我が国の労働経済分析においては支配的な影響をもっている・・・指定時間モデルでは、労働者は賃金を所与として労働時間を調整するのではなく、企業側から指定された賃金と労働時間のセットを受諾もしくは拒否するという就業決定を行うとされる。したがって、就業決定後は固定された労働時間で働くことになるため、その意味において労働供給の賃金弾力性はゼロと考えられる」からであるとしている⁹。さらに、橋本（2006）においても「男子の正規雇用の場合には、残業時間については、調整を行う可能性があるものの、その残業時間も自らの意志でおこなうものというよりも、会社の業務命令においておこなっているケースが多いと考えられるからだ」としている¹⁰。すなわち、日本において就業後に労働者が自由に労働時間を選択する余地がほとんどなく、特に男子労働者にその傾向が強いと考えられているからであろう。

次に、女子労働者について見てみよう。安部・大竹（1995）では、『パートタイム総合実態調査』を使用して女子労働者のうちパートタイム労働者の賃金弾力性について労働時間を用いて推定している。その値は-0.239から-0.663となっており、いずれも負である。これは賃金率の上昇が女子パートタイム労働者の労働供給を減らすということで、所得効果の方が代替効果よりも大きいということを表している。裏（1995）では、『国勢調査』と『賃金構造基本統計調査』を使用して有配偶女子労働力率の賃金弾力性を推定している。その値は-0.852となっており、負の値を示している。またヒル（1982）では、『国勢調査』と『労働力調査年報』と『家計調査』を使用して女子労働力率の賃金弾力性を推定している。ここでの値は0.44と正の値を示している。すなわち、代替効果が所得効果を上回っていることを表している。

このように女子労働供給について、労働供給の賃金弾力性の結果は一様ではない。これについて、樋口・早見（1984）では「女子の場合、出産や育児のために、年々の最適時間は大きく変動する」としている¹¹。これは、わが国における女子労働が、主に世帯主たる男子労働者の賃金を補うためになされている

⁹ 林（2003）p29より引用。

¹⁰ 橋本（2006）p326より引用。

¹¹ 樋口・早見（1984）p50より引用。

ことが最も大きな理由であるのだろう。従って、女子労働供給の弾力性についてはそのサンプルの傾向によって結果が大きく異なると考えられる。

以上のように、課税と労働供給に関する実証研究の先行研究をサーベイした結果としては、労働供給の賃金弾力性は一様ではなく、明確な方向性を見いだすには至っていないことがわかった。しかし、実証研究では明確な結論がでていないとしても、理論的には、限界税率が効率性に影響を与えることがあきらかなかぎりにおいては、課税ベースを拡大し、税率を引き下げる方向性自体は支持できるものであろう。さらに、日本の税率構造がフラット化されていることを考えあわせれば、課税ベースの拡大について検討しなければならないのではないかろうか。そこで、次の章において課税ベース拡大のため控除制度を検討していきたい。

第3章 所得税制の再検討

第1節 控除制度の意義

先述のように、所得税は、累進税率や控除制度により、それぞれの事情に応じて課税することができる優れた税であると考えられている。藤田（1992）によると、所得税の控除制度の重要な役割は、租税を公平に負担させるようすることとしている。具体的には、「①収入獲得のため行われた支出を粗収入から正しく控除し、②最低生計費に対しては課税を免除し、③免税点を超える所得にかかる所得税の負担率は、所得の増加につれてしだいに上昇するようにするとともに、④税負担額の決定にあたって、担税能力に影響する所得以外の主な客観的要因にも考慮を払うことが望ましい」という4つに分類している¹²。①については、必要経費の控除のことであり、給与所得に関しては給与所得控除が果たしている。②については、日本国憲法第25条の生存権を根拠とするもので、主に人的控除がその役割を果たしている。③については累進税率に負うところが大きいのであるが、たとえ比例税率であっても所得控除によって実効平均税率は累進的になり、その役割の一端を担っている。④については、所得が同じ2つの世帯でも、家族構成やそれぞれの世帯の事情によって税負担の調整が必要であるという考え方である。このように、控除制度は所得税制において重要な役割を果たしているのである。

そこで、第2節から本稿の目的とする課税ベースの拡大のため、所得控除の個別の項目について検討していくこととする。

第2節 控除制度の再検討

・給与所得控除

給与所得控除とは、給与所得者の収入から差し引いて所得を求めるものである¹³。すなわち、勤務費用の概算控除としての機能を持つものであるため、給与所得控除と所得控除とは明らかに役割の異なるものである。しかし、給与所得控除が勤務費用の概算控除の機能だけではない側面を持つこと、またその金額

¹² 藤田（1992）p65より引用。

¹³ 所得税法第28条第2項および第3項に規定。

が過大であると考えられること、所得控除と同様に所得から控除されるものであることから、本稿において所得控除とともに課税ベース拡大のためにそのあり方を見直していきたい。

給与所得控除の趣旨は、一般に「サラリーマン税金訴訟」といわれる「所得税決定処分取消請求事件」における昭和 49 年 5 月 30 日の京都地裁判決で指摘されている。それは、「①給与所得には、その給与収入を得るために必要な経費というものが存在するのでその必要経費を概算的に控除する（必要経費の概算控除）、②給与所得は、利子、配当所得および事業所得に比べて、一般的に、担税力に乏しいのでこれを概算的に調整する（担税力の調整）、③給与所得の捕捉率とその他の申告所得の捕捉率との間にはある程度の格差が存在するので、これを概算的に調整する（捕捉率の格差の調整）、④給与所得は、その他の申告所得に比べて平均約五ヶ月程度早期に所得税を納付しているので、この間の金利差を概算的に調整する（金利調整）」という 4 つの内容が含まれているというものである¹⁴。これは、昭和 31 年の税制調査会の「臨時税制調査会答申」においても同様のことが述べられている。また、同事件の上告審である昭和 60 年 3 月 27 日の最高裁大法廷判決において、「給与所得控除は、・・・給与所得に係る必要経費を概算的に控除しようとするものではあるが、なおその外に、(1) 給与所得は本人の死亡等によつてその発生が途絶えるため資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整する、(2) 給与所得は源泉徴収の方法で所得税が徴収されるため他の所得に比べて相対的により正確に捕捉されやすいことを調整する、(3) 給与所得においては申告納税の場合に比べ平均して約五ヶ月早期に所得税を納付することになるからその間の金利を調整する、との趣旨を含むものである」としている¹⁵。このように、給与所得控除は必要経費の概算控除の側面を第一とした上で他の側面も持つ、という解釈と捉えることができる。

まず、源泉徴収によって早期に納付したことによる金利調整という側面は確かに考えられることはあるが、その金利の額はわずかでありその役割は小さい。さらに新井（2001）において、金利調整の側面を認めるとすると「源泉徴

¹⁴ 京都地裁昭和 49 年 5 月 30 日判決（判例時報 741 号 p28）。

¹⁵ 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 p 247）。

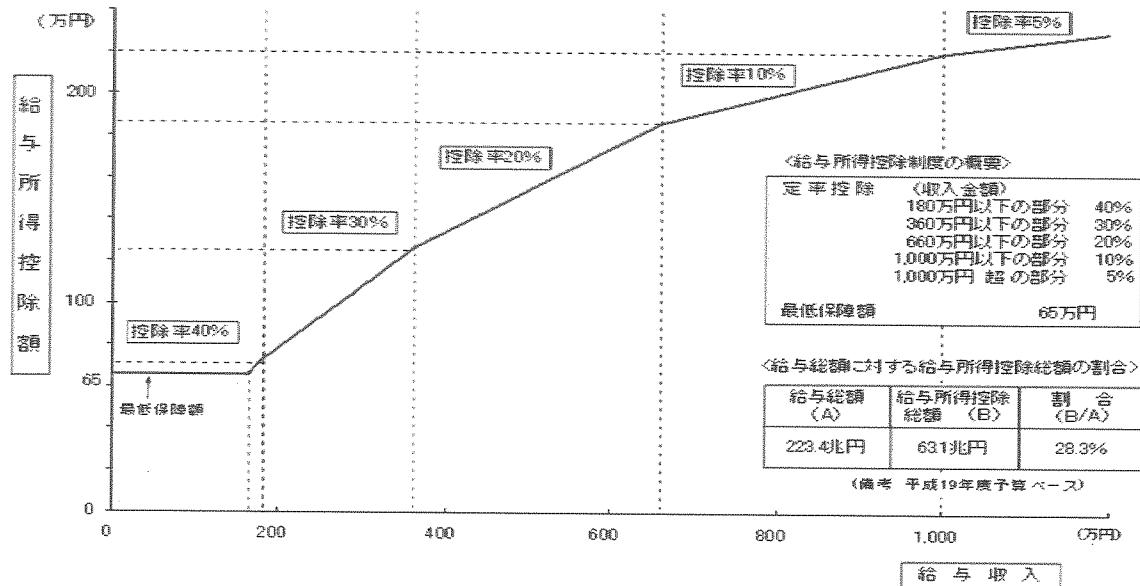
収方式による所得税については、すべてこのような「利子額相当額」の控除が認められていなければならないはずであり、申告納税方式による所得税についても、予定納税の制度などには、同じような措置が法定されていなければならない」としてその問題を指摘している¹⁶。次に、給与所得と他の所得との捕捉率の格差の調整という側面については考えられるとしても問題が大きい。新井（2001）は、「給与所得者以外の所得者が・・・税の負担の逋脱ないし回避していることを前提にして設定されているという問題をはらんでいることになってしまう」としている¹⁷。このように、捕捉率の低い所得に合わせて給与所得を課税ベースからはずすというのは、結果的に脱税等を是認することとなり認められるものではないのである。林宏昭（1996）で指摘されているように、給与所得以外の所得の捕捉率を上げることに重点をおくべきであろう。また、給与所得の担税力が乏しいことによる担税力の調整という側面については賛否が分かれる。確かに給与所得は、事業所得や資本所得とは違い労働者が急に働くことが出来なくなった場合に所得を発生させる能力を失ってしまい、その基盤は脆弱であると考えられる。しかし、一時点においては給与所得と他の所得の担税力に違いはなく、さらに他の所得においても事業の失敗による破産、銀行の破綻、天災等によって同様の状況に陥ることは十分にありえる。このような観点から、給与所得控除に担税力の調整という側面が必要であるとは考えにくい。つまり、給与所得控除の趣旨として妥当と考えられるものは、必要経費の概算控除という側面になる。

そこで、必要経費の概算控除としての給与所得控除の水準が妥当かどうか考えてみたい。図2は、平成19年現在の給与所得控除の概要を示している。ここでは、給与所得総額223.4兆円に対して給与所得控除総額は63.1兆円で日本全体の給与所得に占める給与所得控除が28.3%をしている。また、林宏昭（1996）は「1994年の『家計調査年報』による勤労者標準世帯の平均的な勤め先収入である600万円～700万円の水準では給与収入のほぼ25%～30%が給与

¹⁶ 新井（2001）p126より引用。予定納税は所得税法第104条に規定。予定納税とは、前年分の課税総所得金額に係る所得税の額から前年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべきであった所得税の額を控除した残額が15万円以上の場合に、その金額の三分の一に相当する金額をあらかじめ国に納付しなければならない制度である。

¹⁷ 新井（2001）p127より引用。

所得控除となっている」としている¹⁸。



出所) 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>より引用。

図 2 給与所得控除制度の概要

このように、全体的にも平均的にも給与所得に占める給与所得控除は25%～30%の水準である。それでは、実際に給与所得の必要経費はどの程度であろうか。林宏昭（1996）では、1994年の『家計調査年報』のデータを使用して給与所得の必要経費の概算を行っている。ここでは経費として含まれていない交通費について「一般に給与以外の非課税部分として支給されるケースが多いためここでは考慮外とした」としている¹⁹。そこでは、年間給与に対する経費の割合は、表1が示すようにすべての階級において7%～8%程度になっている。それに対して実際の給与所得控除は、約25%～35%となっている。そこで林宏昭（1996）においては、このように25%～30%の水準というのはあまりにも高すぎると指摘し、「各給与所得者の納税のためのコストや税務当局の徴税コストを考慮すれば、経費控除としての給与所得控除を概算で決定する際の比率は…」

¹⁸ 林宏昭（1996）p165より引用。

¹⁹ 林宏昭（1996）p166より引用。

10%程度が妥当な水準である」としている²⁰。

表 1 給与所得獲得のための経費（1994年）

（単位：万円）

階級	年間給与	経費	比率	実際の比率
第Ⅰ分位	335.8	26.9	8.0%	35.4%
第Ⅱ分位	448.0	34.5	7.7%	32.1%
第Ⅲ分位	550.7	41.3	7.5%	29.8%
第Ⅳ分位	644.2	48.5	7.5%	28.4%
第Ⅴ分位	829.3	62.2	7.5%	24.5%

資料) 総務省『家計調査年報』(1994年版)。

備考) 経費項目：背広服、男子ワイシャツ、ネクタイ、男子靴下、
男子靴、郵便料、電話通信料、パソコン・ワープロ、新聞、
雑誌、教養的月謝、理髪料、手提げかばん、腕時計、交際費
(贈与金を含む)。

出所) 林宏昭(1996) P166より引用。

ここで林宏昭(1996)の方法を踏襲して、2005年の『家計調査年報』の勤労者世帯における年間収入五分位階級別世帯主収入データを使用して現在の状況を見てみよう。ここでの経費項目としては、背広服、ワイシャツ、ネクタイ、男子用靴下、男子靴郵便料、固定電話通信料、移動電話通信料、パーソナルコンピュータ、新聞、雑誌・週刊誌、他の教養的月謝、理髪料、腕時計、交際費(贈与金を含む)を取り扱っている²¹。表2は、2005年における給与所得獲得のための経費が給与収入に占める割合を示している。表2を見てみると、年間給与に対する経費の割合は8.2%~11.4%となっており、林宏昭(1996)と比べてみると全体的にその割合が上昇していることが分かる。これは、すべての階級において経費の減少に対して年間給与の減少が大きいため、その割合が上昇

²⁰ 林宏昭(1996) p166より引用。

²¹ 『家計調査年報』の1994年と2005年では経費項目に変更があるため、割合について若干の変化があることに注意されたい。また、ここでの必要経費とは、給与所得者が一般に必要経費として考えているであろう項目を、仮に必要経費とみなしている。

したと考えられる。ただ、第Ⅲ分位・第Ⅳ分位・第Ⅴ分位については、年間給与が大きくその影響が小さくなっているためにその割合の変化が少なかったのだろう。ここでも、やはり実際の給与所得控除の割合は約26%～37%となつておらず、比較してみると給与所得控除は過大に計上されていることがわかる。このように、給与所得控除については、必要経費額と実際の控除額の差が大きく問題であることが分かった。

表 2 給与所得獲得のための経費（2005年）

（単位：万円）

階級	年間給与	経費	比率	実際の比率
第Ⅰ分位	246.9	28.2	11.4%	37.3%
第Ⅱ分位	349.0	35.3	10.1%	35.2%
第Ⅲ分位	452.2	41.1	9.1%	31.9%
第Ⅳ分位	574.9	50.1	8.7%	29.4%
第Ⅴ分位	746.9	61.2	8.2%	26.1%

資料) 総務省『家計調査年報』(2005年版)より作成。

ここまで、給与所得控除の意義とその規模の妥当性について検討してきた。ただ、上述の経費項目として挙げたものは、給与所得獲得のための必要経費でない家事費も多く含まれていると考えられる。そこで、ここからは所得税法上の必要経費の概念から見てみたい。所得税法第37条第1項において、必要経費とは「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第35条第3項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらとの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年に

おいて債務の確定しないものを除く。) の額とする」と規定されている²²。さらに、必要経費に算入しないものとして、所得税法第45条第1項第1号において「家事上の経費及びこれに関連する経費で政令に定めるもの」としている²³。これらについて、植松(1969)は「必要経費とは本来的には文字どおり収入を得るために投下された費用、換言すれば、その支出の増加が、収入の増加に結びつくような費用を意味した。しかし給与所得の場合には・・・給与所得の必要経費といいうものは殆ど考えられない」としている²⁴。すなわち、所得税法における必要経費とは、その所得を得るために直接に要した費用のことであり、その経費として家事費を認めていないのである。

それでは、そもそも所得税法における給与所得の必要経費として、いかなるものが認められているのだろうか。現在の給与所得者の実額控除については、給与所得者の特定支出の控除の特例として所得税法第57条の2に規定されている。そこでは、①通勤のために必要な支出、②転任による転居のために必要な支出、③職務の遂行に直接必要な研修のための支出、④職務の遂行に直接必要な資格を取得するための支出(弁護士、公認会計士、税理士等の特定の資格は除く)、⑤転任による配偶者との別居における転任先と配偶者の居所との間の交通費、以上の5つの合計額が給与所得控除を超える部分について控除を認めている²⁵。このように、所得税法において給与所得者の実額控除として特定支出

²² 所得税法第37条第1項に規定。

²³ 所得税法第45条第1項に規定。さらに政令に定めるものとは、所得税法施行令第96条において次のように定められている。

「法第45条第1項第1号(必要経費とされない家事関連費)に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費
二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費」

²⁴ 植松(1969) p25より引用。

²⁵ 所得税法第57条の2第1項および第2項に規定。特定支出とは、所得税法第57条の2第2項において次のように定められている。

一 その者の通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその者の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもののうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定める支出
二 転任に伴うものであることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者に

の控除を認めているもののその範囲はかなり限定的である。つまり、給与所得には必要経費として認められるものはほとんどないと考えられているのではないかろうか。これは、昭和 60 年 3 月 27 日の最高裁判決においても「給与所得者は、事業所得者等と異なり、自己の計算と危険とにおいて業務を遂行するものではなく、使用者の定めるところにしたがつて役務を提供し、提供した役務の対価として使用者から受ける給付をもつてその収入とするものであるところ、・・・職場における勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用のたぐいは使用者において負担するのが通例であり、給与所得者が勤務に関連して費用の支出をする場合であつても、各自の性格その他の主観的事情を反映して支出形態、金額を異にし、収入金額との関連性が間接的かつ不明確とならざるを得ず、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明瞭な区分が困難であるのが一般である。」として判示している²⁶。また、畠山・渡辺（2000）では「給与所得者の場合は・・・事務所、備品、光熱費、販売通信費、新聞図書費などは、すべて雇用主が負担するのが慣行で、給与所得者の持ち出しになる部分はさほど多くない。また出張旅費、通勤手当、制服その他の身廻品、外国勤務手当、研修費等は、雇用主が支給した場合にも非課税とされているので、これも必要経費から除外して考えなければならない」としている²⁷。これらを総合した上で考えていくと、一般的に給与所得の必要経費とされているものはほとんどが家事費に該当せず、さらに必要経費と認められる可能性があるものも概して使用者が負担しているのが現状である。また、もし給与所得者の家事費のうちに必要経費部分があるとしても、それが合理的かつ明確に区分することがで

より証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出として政令で定めるもの

- 三 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除く。）であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものための支出
- 四 人の資格（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。）を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの
- 五 転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなつた場合その他これに類する場合として政令で定める場合に該当することにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた場合におけるその者の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその者の旅行に通常要する支出で政令に定めるもの

²⁶ 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決（最高裁判所民事判例集 39 卷 2 号 p 247）。

²⁷ 畠山・渡辺（2000） p 97 より引用。

きなければ税法上必要経費とすることは困難といわざるをえない。そのように考へるとするならば、先ほど計測した必要経費の額はより低いものとなる。以上のように所得税法上の必要経費として考えた場合も、給与所得控除が過大でありそのあり方について検討しなければならないことは明白であろう。

・生命保険料控除・地震保険料控除²⁸

生命保険料控除について、昭和31年の税制調査会の「臨時税制調査会答申」は、その趣旨を（1）長期貯蓄の奨励、（2）半強制的に貯蓄させられることによる担税力の減退、（3）相互扶助による生活安定の効果として説明している。（1）については「生命保険にも各種の種類があり・・・概していえば、生命保険は、長期貯蓄の性格をもつている。・・・このような安定した長期貯蓄を奨励するため、生命保険料の払込を優遇すべきであり、生命保険料控除は、その有効な奨励措置である」としている。（2）については「生命保険契約は、ひとたび契約すると、社会保険とほぼ同様に、半強制的に保険料を払い込まねばならない。したがつて、所得のうち払込保険料部分は、いわば消費に回しえない部分であり、この意味で所得としての担税力に乏しい」としている。（3）については「戦後社会保障制度がかなり整備されてきたとはいえ、・・・なお充分とはいえない。したがつて、一定の範囲までの生活安定を、生命保険という機構を通じて保障することは、きわめて有意義である。このような機構により生活安定を保障するため、一定程度内で、保険加入を奨励することが望ましい」としている。（1）と（3）については、政府の政策的な理由であり妥当性もある。ただし、（2）については、生命保険に加入することは各人の自由であり、生命保険料の払込部分が担税力をもたないという理由は根拠がないと考えられる。また、損害保険料控除については、藤田（1992）において「税調見解は・・・損害保険料控除を奨励補助金的な性格を持つ特別措置とみなしている」と指摘している²⁹。これらのことから、生命保険料控除と損害保険料控除の主な立法

²⁸ 生命保険料控除は所得税法第76条、地震保険料控除は所得税法第77条に規定。平成19年1月1日より損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設された。現状の地震保険料控除が旧来の損害保険料控除を限度額である1万5,000円まで認め、さらにそれを含んだ上で限度額を5万円まで引き上げている。そこで、本稿において損害保険料控除の検討を行っている。

²⁹ 藤田（1992）p99より引用。

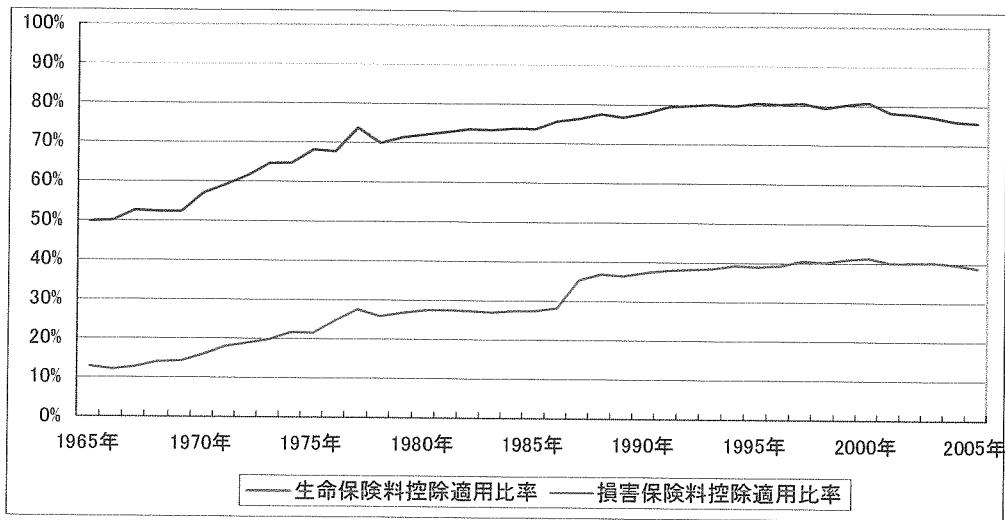
趣旨は保険加入促進のための政策的なものであろう。そこで、これらの控除について検討していきたい。

平成 13 年の税制調査会の「平成 14 年度の税制改正に関する答申」は、生命保険料控除および損害保険料控除について言及している。それは「生命保険料控除制度・損害保険料控除制度の見直しについては・・・制度創設後長期間が経過し、保険加入率は相当の水準に達しているほか、大半の納税者に対し適用されており、これ以上の誘因効果も期待し難い。また、保険の貯蓄としての側面に着目すれば・・・金融商品間の税負担の公平性及び中立性等に照らし問題があると言える」としており、廃止の方向での提言がなされている。さらに、金子（2004）においても「保険に入ることは、各人の自己責任の問題であることにかんがみると、保険料控除については、その存廃を含めて真剣に検討すべきであろう」としており、中立性の観点からその存続に疑問を呈している³⁰。

そこで、保険料控除について政策目的をどの程度達成し、さらに今後も続けていく意味があるのかどうか考えてみたい。図 3 は、1965 年から 2005 年までの年末調整を行った 1 年を通じて勤務した給与所得者の生命保険料控除および損害保険料控除の適用状況を示したものである。これによると生命保険料控除については、1990 年代半ばぐらいまで増加傾向にあった。しかし、それ以降は 80% 程度で安定した状態になり、さらに 2000 年以降には減少に転じている。また損害保険料控除については、1980 年代後半まで増加してきている³¹。1990 年代後半頃からは 40% 程度でほぼ安定しているのがわかる。このように生命保険料控除および損害保険料控除は、保険加入の奨励という役割に関しては既に達成されておりこれ以上の効果は見込めないであろうことや他の貯蓄との中立性の観点から廃止するのが望ましいと考えられる。

³⁰ 金子（2004）p241 より引用。

³¹ 1987 年に急増しているのは、損害保険料控除が「家屋又は家財について支払った損害保険料等」から「家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等」として、範囲が広がったからだと考えられる。



資料) 国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』より作成。

図 3 保険料控除適用人員の推移

・社会保険料控除

まず、社会保険料控除として、どのようなものが認められているのであろうか。社会保険料控除として認められるものとして、所得税法第74条第2項において年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険の4種類の保険料が挙げられている³²。

昭和31年の税制調査会「臨時税制調査会答申」では、社会保険料控除を認めるとの根拠を「社会保険料が強制的に徴収される点に着眼し、これを課税所得に算入すべきではない」としている。さらに、社会保険料を短期給付と長期給付の二つに分類してその役割を区別している。短期給付とは、健康保険の保険料などとしており、その役割については、「いわば一種の医療費の前払であり、その控除は、医療費控除に準ずる性質のもの」としている。長期給付については、年金保険料であり、「後日長期給付について完全な所得税の課税が行われる性質のものであるから、むしろ保険料相当分は、初めから支給されなかつたとみることもできる」としている。しかし、植松(1995a)において「今日では医療・年金にかかる社会保障制度の内容が大きく変化し、殊に年金についてこのような説明は通用しにくくなっている」とし、その存在意義について疑問を呈

³² 社会保険料控除は所得税法第74条に規定。

している³³。

まず、年金保険に関しては、わが国において強制貯蓄として捉えられることが多い。年金保険を強制貯蓄として捉える場合には、社会保険料控除・公的年金等控除を年金税制として一連の流れを通して考えることが重要であるとされている。藤田（1992）は、「年金制度は拠出、積立金運用、給付の3つの側面を持つから、税制上それらの整合的な取扱いが必要である」と指摘している³⁴。しかし、現在の日本の年金税制は、拠出時に社会保険料控除が全額控除されて非課税、運用時も非課税、給付時においても公的年金等控除によってかなりの部分が非課税になっている。このように、日本の年金税制は整合的な取扱いがなされているとはいえない状況である。ただ、植松（1995a）において「現在、公的年金制度では、・・・その財政運営が、当初の被保険者が将来受給する年金の原資を積み立てる積立方式から、世代間扶助の意味をもつ賦課方式の方向に大きく傾斜しており・・・被保険者の拠出と給付との間の直接的な関係が希薄化し、受益者負担とは考えにくい」としている³⁵。そうであるならば、年金税制を一連の流れとして考える必要はなく、また社会保険料控除についての存在理由自体ないのでないだろうか。さらに社会保険料について強制貯蓄とみなすことについても疑問が生じる。

そこで、賦課方式における年金保険拠出を税とみなす考え方について述べよう。藤田（2003）において「わが国の公的年金も賦課方式へ強く傾斜するようになってきたから、公的年金保険料はいわば年金保険税的な性格を持つ」とされる³⁶。林宏昭（2002b）においては「最近のわが国の年金制度は、実質的には賦課方式のもとで運営されていると言われている。年金制度が賦課方式で運営されているならば、現在の負担は将来自らが受け取る給付のための積立ではなく現在の給付のための税であり・・・「拠出時非課税」の原則は当てはまらない」としている³⁷。さらに、宮島（1994）においては「強制負担（納付義務）という共通点」、「両者が明確に区別されているわけではない」、「社会保障制度

³³ 植松（1995a）p33より引用。

³⁴ 藤田（1992）p243より引用。

³⁵ 植松（1995a）p33より引用。

³⁶ 藤田（2003）p46より引用。

³⁷ 林宏昭（2002b）p128より引用。

(財源) を公費制度(租税)とするか、社会保険制度(社会保険拠出)とするかは政策上の選択問題であり、国際的・歴史的にも一定しているわけではない」、「社会保険制度(社会保障基金)をみると、・・・社会保険拠出を財源として財政的に独立しているわけではない」、「今日の社会保険拠出の実態は・・・支払給与額を課税標準とし、税収を社会保険給付財源に特化した社会保険目的税に限りなく近いこと」という5つの理由を挙げてその役割を税とみなす考え方を示している³⁸。このように、現在の日本の年金保険における社会保険拠出は『税』とみなす方が妥当であると考えられるのではないだろうか。また、年金保険以外の保険に関しても、植松(1995a)において「医療保険についても、被保険者の拠出と給付との間の直接的な関係が希薄化し、受益者負担とは考えにくい、ただその使途が特定されているという意味での一種の目的税的性格のものなってきている」とされている³⁹。これは医療保険等について、医療等のサービスを受ける者を保険料の支払者が支えているという構図であり、受益者負担という性質のものではないということを言っているのである⁴⁰。

このような観点から、林宏昭(2002a)において、社会保険料控除については「所得税と住民税は互いに控除対象となっていない点を考慮すれば、必ずしも所得控除する必要はない」としている⁴¹。しかし、日本以外では、所得税からその他の税を所得控除することができる国もある。たとえば、アメリカでは内国歳入法第164条において連邦所得税から控除できるものとして、州・地方の固定資産税、州・地方の動産税、州・地方の所得税等を挙げている。

そこで、所得税からその他の税を所得控除することが妥当であるのかを考えていきたい。小泉(1996)は、税の所得控除の効果を5つ挙げている。それは、(1)「納税者の支払い能力の正しい尺度を得るために必要な手段である」、(2)「没収税率を緩和する効果をもつ」、(3)「州・地方公共サービスの租税価格を引き下げる効果をもつ」、(4)「隠れた補助金の役割を果たす」、(5)「州・地方政府間の租税競争を緩和する効果をもつ」というものである⁴²。ただし、(1)(3)

³⁸ 宮島(1994) p19より引用。

³⁹ 植松(1995a) p34より引用。

⁴⁰ 財政学としての医療保険等の意義は、リスクを分散するためのセーフティーネットとしての側面が考えられる。

⁴¹ 林宏昭(2002a) p131より引用。

⁴² 小泉(1996) p68より引用。

(4) (5) の効果に関しては、小泉（1996）において、「アメリカを構成する 50 の州政府が、連邦政府とは別に、それぞれ独自の税法典を有しており、実に多様な租税制度を構築しているためである」とされている⁴³。すなわち、日本のようにどこに住んでいてもその取り扱いに大きな差がない国とは、明確な違いがあるということである。さらに、(2) については、日本の現在の所得税と住民税を合算した最高限界税率は 50% であり、没収税率というほどの高税率とはいえない。これについて、Pechman（1957）では、「もし納税者の所得が州政府の所得税率 11% と連邦政府の所得税率 91% が適用されるとすると、結合された限界税率は 102% となるだろう」として例示されている⁴⁴。すなわち、追加的に 100 の所得が増えることによって 102 の所得税がかかってしまい、所得に対して課税されるという所得税の根本から逸脱してしまうことになるため、やむなく控除しているにすぎないのである。このように、アメリカにおける存在理由が、日本においては全く通用するものではないことは明らかである。また、Pechman（1986）では、「税率が適度である場合、調整なしに同じ課税ベースに二つの租税を課するのが適切である」としている⁴⁵。

以上のように、現在の日本の社会保険料は限りなく税に近いと考えられる。そこで、社会保険料を税とみなすならば、所得税における社会保険料控除を認める理由はまったくないのである。

- 人的控除（基礎控除・扶養控除・配偶者控除）⁴⁶

まず、Goode（1964）は、人的控除の機能として「最低生活水準の維持に必要な所得に課税しないようにすること」を挙げている⁴⁷。金子（2003）は、人的控除の意義を「納税者本人ならびに納税者と生計を一にする配偶者および扶養親族の最低限度の生活を維持するために認められる概算控除であって、所得のうち、本人ならびにこれらの配偶者および扶養親族の最低限度の生活を維持するために必要な部分は担税力をもたないから、課税の対象から除外されるべき

⁴³ 小泉（1996）p43 より引用。

⁴⁴ Pechman（1957）p7 より引用。

⁴⁵ Pechman（1986）p63 より引用。

⁴⁶ 基礎控除は所得税法第 86 条、扶養控除は所得税法第 84 条、配偶者控除は所得税法第 83 条に規定。

⁴⁷ Goode（1964）p234 より引用。

である」としている⁴⁸。このように、人的控除は最低生活費を保障する制度であると考えられる。ただ、汐見・松隈（1954）においては、「最低生活費をせまい意味にとると、人の生理的生活を維持するに必要な費用であり、同時にこれを支弁するだけの所得である。最低生活費を広い意味にとると、人がその時代その社会の文化水準にしたがい、人間らしい生活を営むのになくてはならぬ費用である」としている⁴⁹。さらに、畠山・渡辺（2000）は「国民の最低生計費に所得税が食い込むのを防止するに足るものでなければならないから、その決定は、財政上の都合を理由に恣意的になされてよいものではない。しかし、最低生活水準なる基準も、地理的・社会条件や生活様式の違いによって差異があることを考えると、この基準自体があいまいであります。しばしば多くの困難をともなう」としている⁵⁰。このように、最低生活費をどのように定義するかは難しい問題なのである。そこで、人的控除は生存権を根拠とするものであることから、生存権および生存権に依拠するという意味での人的控除について判例を中心にそのあり方に関して見ていただきたい。

一般に言われている生存権は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として規定されている⁵¹。そこで、生存権とはどのようなものかというと、『食糧管理法違反被告事件』における最高裁昭和23年9月29日大法廷判決で、「國家は、國民一般に對して、概括的に、健康で文化的な最低限度の生活を営ましめる責務を負擔し、これを國政上の任務とすべきであるとの趣旨であって、この規定により、直接に、個々の國民は、國家に對して具體的、現實的にかかる権利を有するものではない」と判示している⁵²。すなわち、生存権とは、國民一人ひとりに何らかの権利を与えるものではないということである。

続いて、人的控除と同様に生存権を根拠とする生活保護との関係についてである。人的控除と生活保護は、ともに生存権を根拠とするものであるがその金額には相当の差がある。具体的には、厚生労働省の生活保護基準における標準

⁴⁸ 金子（2003）p5より引用。

⁴⁹ 汐見・松隈（1954）p65より引用。

⁵⁰ 畠山・渡辺（2000）p110より引用。

⁵¹ 日本国憲法第25条第1項に規定。

⁵² 最高裁昭和23年9月29日大法廷判決（最高裁判所刑事判例集2巻10号p1235）。

3人世帯の生活保護の年額は、東京都区部等が194.6万円で地方郡部等が150.8万円となる⁵³。対して、人的控除額は114万円に過ぎない。このように、人的控除が生活保護水準を下回っていることについて、『所得税更正処分取消請求事件』の大蔵高裁昭和56年6月26日判決で言及されている。まず生活保護水準に関しては、「生活保護法は・・・国が生活に困窮する国民に対し必要な保護を行うこととし、その保護基準は、憲法25条でいう健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活の需要を満たすのに十分なものであって、且つ、これを超えないものとして厚生大臣が定めることにしている」とし、人的控除については「現行所得税制は・・・人的控除制度を採用して最低生計費、基準生計費ないし標準生計費を課税外におくべく課税最低限を画し・・・人的控除額及び扶養親族の範囲を定めるにあたっては・・・諸般の事情を考慮したうえ、多方面にわたる技術的、政策的配慮がなされている」としている⁵⁴。つまり、それぞれが違憲ではなく、またそれぞれ別の立法趣旨があることから両立することを認めていると考えられる。そのため、人的控除額と生活保護水準が同額でないことを容認しているとしているのである。さらに、上告審である最高裁昭和60年12月17日第3小法廷判決において、「憲法25条違反の主張は・・・所得税法の規定を適用することにより・・・健康で文化的な最低限度の生活が脅かされることを前提とするところ、そのように認めることができない」として棄却している⁵⁵。これは、清永（1986）で「判決の趣旨というのは、租税法の定立については立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかない、裁判所は基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべき」としているように、やはり控訴審と何ら変わるものではないのである⁵⁶。

また、『行政処分取消等請求事件』における最高裁昭和57年7月7日大法廷判決において、「健康で文化的な最低限度の生活」とは「きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決

⁵³ 厚生労働省の生活保護基準における標準3人世帯とは、33歳男・29歳女・4歳子という家族構成である。厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> を参照。

⁵⁴ 大蔵高裁昭和56年6月26日判決（行政事件裁判例集32巻6号p949）。

⁵⁵ 最高裁昭和60年12月17日第3小法廷判決（判例時報1187号p59）。

⁵⁶ 清永（1986）p795より引用。

定されるべきものであるとともに・・・現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである」とされる⁵⁷。さらに「憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており」としていることから、それぞれ日本国憲法第 25 条をその根拠とする、生活保護法による生活保護基準と所得税法による人的控除額が同じでないこともありえるのである⁵⁸。

このように、人的控除と生活保護の水準が同じでないこと、その金額がいくらであるのかは相対的なものであり立法府に委ねられていることについて違憲でないことがわかった。しかし、生活保護水準が人的控除額を超えているにも関わらず課税されない現状については問題があるといわざるをえない⁵⁹。このような観点から、やはり人的控除額と生活保護水準が近い方が望ましいと考えられるだろう。金子（2003）において「生活保護費の内容が不合理なものでない限り、人的控除の金額はできるだけ生活保護費の金額に合わせるのが合理的である」としている⁶⁰。ただ、これについても「生活保護が不合理でない限り」としているように一概にはいえない。言い換えるならば、現状の生活保護水準が高すぎる可能性も十分に考えられることなのである。このように、結局その金額が不合理か合理的かについては、立法府に判断を任せるとしか方法がないのではないだろうか。

第 3 節 課税ベースのイロージョン

さて、前節までは主として税法を含む法学的な見地から控除制度の検討を行ってきた。次に、第 3 節においては、控除制度によって課税ベースが小さくなることの問題点について考えてみたい。このような問題点を財政学では、課税

⁵⁷ 最高裁昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決（最高裁判所民事判例集 36 卷第 7 号 p 1235）。

⁵⁸ 最高裁昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決（最高裁判所民事判例集 36 卷第 7 号 p 1235）。

⁵⁹ 生活保護法第 57 条において「被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。」と規定されている。

⁶⁰ 金子（2003）p6 より引用。

ベースのイロージョンとして定義している。そこで、課税ベースのイロージョンとされる所得控除等がどのようなものであるか見てみよう。

まず、Pechman (1957) は、イロージョンについて、「大きすぎる所得控除、所得除外項目、税額控除、特別な人的控除、優遇税率」のようなものに起因するとしている⁶¹。そこで、課税ベースのイロージョンとしては、所得控除と所得除外項目と特別な人的控除としている。さらに課税ベースのイロージョンの項目を細分化すると、所得控除として「寄付控除」「利子控除」「租税控除」「医療および歯科控除」「概算控除」、所得除外項目として「移転支払いとフリンジ・ベネフィット」「帰属家賃」「自家消費」「繰延報酬、ストック・オプション、交際費」「州・地方債の利子」「生命保険貯蓄の利子」「キャピタル・ゲイン」「配当除外」「減耗、研究、開発費の部分除外」、特別な人的控除として「老人、盲人に対する追加的控除」「子供の給料に対する追加的控除」が各々挙げられている。つまり、ペックマンによると、人的控除を除くほぼすべての項目が課税ベースのイロージョンとされているのである。課税ベースのイロージョンから人的控除を除いている理由として、Pechman (1959) では、「人的控除は累進税制の重要な要素である。そして、それゆえに所得税の特徴である、その他のイロージョンと同様にはみなすことはできない」として説明している⁶²。また、イロージョンの問題として、Pechman (1957) では「一般に、主に恩恵を受けるのは、移転支払いの受取人、自宅所有者、資産所得の受取人、老人、会社役員、自営業者である」としている⁶³。これは、制度の恩恵を受けているのがある一部だけであると指摘し、そのため制度自体を整理・縮小すべきであると主張しているのである。

次に、石 (1979) では、課税ベースのイロージョンとして所得控除と所得からの除外項目を挙げている。そこで、それぞれどこまでがイロージョンとされるかが問題である。これについて石 (1979) では、「所得控除のうち、どの項目を加えどの項目を除外するかは、ある程度恣意的な判断をまたねばならない。この問題を解決するためには、結局公平の視点より税制はいかにあるべきかを検討しなければならない」とし、さらに「イロージョンの範囲を課税の公平の

⁶¹ Pechman (1957) p3 より引用。

⁶² Pechman (1959) p267 より引用。

⁶³ Pechman (1957) p25 より引用。

視点より单一に決定することは、ほとんど不可能といつてもよかろう。そこでできる限り大きな範囲でイロージョンを定義するという意味で、敢えてすべての所得控除をその中に含めることにした」としている⁶⁴。

以上のように、課税ベースのイロージョンの範囲を見てきた。Pechman(1986)が、「おびただしい数の余分な個人的控除による課税ベースのイロージョンを避けることは、公平確保にとって一層重要であろう」と指摘しているように所得控除等によるイロージョンをなくすことが重要であろう⁶⁵。ただ、Bittker(1967)では、「イロージョンの範囲を決定するためには、我々は最初に税制についての概念をもたなければならない。これはほとんどが公平の問題である。また公平の判断が非常に主観的であり、すべての人の同意を得られる唯一の基準がない」としており、その範囲をどのようにするのかは難しい問題である⁶⁶。そこで、最低生活費としての最適な人的控除額の結論が出ていないことから、本稿では石(1979)と同様に人的控除を含めたすべての所得控除等を課税ベースのイロージョンとして定義したい。

それでは、次章において課税ベースのイロージョンとしての所得控除等を計測し、そこから今後の税制改正に対する提言をしていきたい。

⁶⁴ 石(1979)p36より引用。

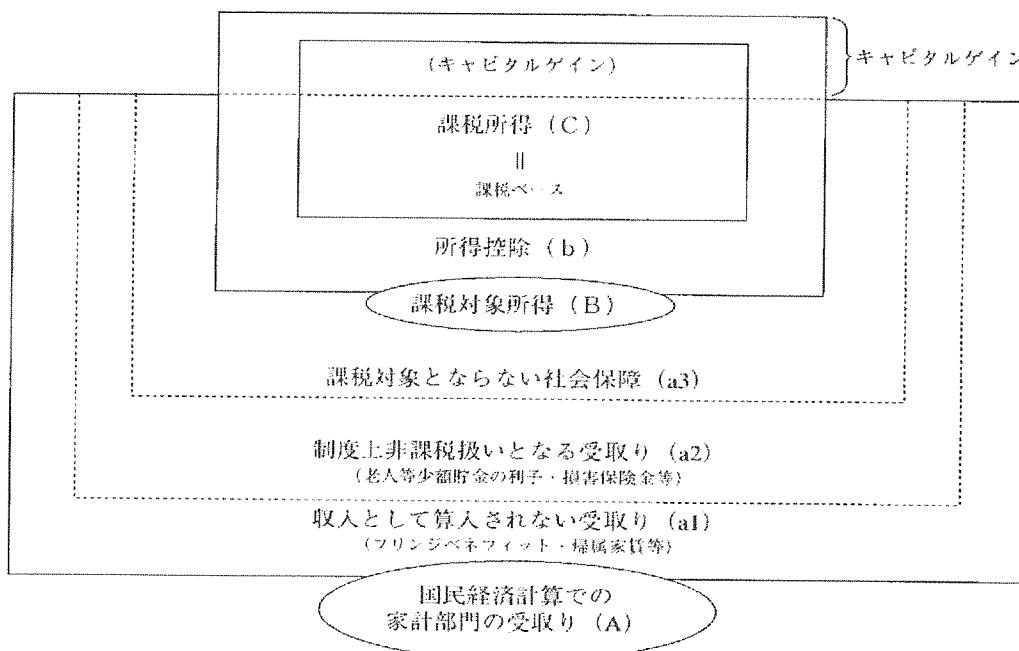
⁶⁵ Pechman(1986)p64より引用。

⁶⁶ Bittker(1967)p929より引用。

第4章 所得税制の改正の方向性

第1節 課税ベースの推計の先行研究

ここからは、日本における課税ベースのイロージョンがどの程度であるかを見てみたいと思う。そこで、まず課税ベースの推計の先行研究である森信・前川（2001）を見てみよう。森信・前川（2001）は1980年から1997年の課税ベースの推移をマクロレベルで推計している。



（出所）森信・前川（2001）p111より引用。

図4 マクロベースで見た家計部門の受取りと課税所得（課税ベース）の関係

図4は、森信・前川（2001）における推計の方法を図示したものである。これは、まず『国民経済計算』での「家計部門の受取り」から、課税対象から除外される「収入として算入されない受取り」「制度上非課税扱いとなる受取り」「課税対象とならない社会保障」と「所得控除」をマイナスして、マクロでの課税所得（課税ベース）を推計しているのである。次に、森信・前川（2001）で使用されているデータについては表3に示したとおりである。

表 3 森信・前川（2001）での課税所得の算出に使用されるデータ

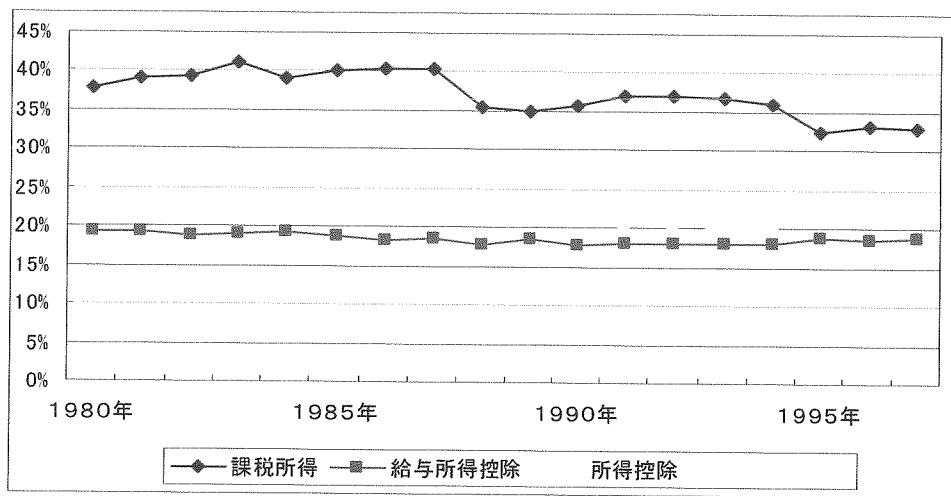
		具体的な対象項目	使用データ
取 入	家計部門の受取り (A)	本来課税されるべき所得	・『国民経済計算』の「雇用者所得」「営業余剰」「財産所得」「損害保険金」「社会保障給付」「社会扶助金」「無基金雇用者福祉給付」「その他の経常移転」を使用。
	収入として算入され ない受取り (a1)	フリンジ・ベネフィット※1 帰属家賃	・『国民経済計算』の「持ち家の営業余剰」を使用。
課 税 さ れ な い 取 入	制度上非課税扱い となる受取り (a2)	その他の移転※2 老人等の少額貯蓄利子 老人等の郵便貯蓄利子 財形貯蓄利子 損害保険金	・ その他の移転については『国民経済計算』の「その他の経常移転」を使用。 ・ 老人等の少額貯蓄利子、老人等の郵便貯蓄利子、財形貯蓄利子については『国税庁統計年報書』の源泉所得税統計から「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払額」「その他非課税分支払額」を使用。 ・ 損害保険金は『国民経済計算』の「損害保険金」を使用。
	課税対象とならない 社会保障 (a3)	社会保障雇主負担 社会保障給付 社会扶助金	・ 社会保障雇主負担として『国民経済計算』の「社会保障雇主負担」「無基金雇用者福祉給付」を使用。 ・ 社会保障給付として『国民経済計算』の「社会保障給付」を使用。 ・ 社会扶助金については『国民経済計算』の「社会扶助金」を使用。

	給与所得控除	給与所得控除	
所得控除等 (B)	人的控除	基礎控除 配偶者控除 扶養控除 配偶者特別控除 特定扶養控除 老人扶養控除	・税務統計から算出した各項目の1人あたりの控除額に雇用者数・事業者数に乗じて計算。
所得控除	その他の 所得控除	社会保険料控除 生命保険料控除 損害保険料控除 医療費控除 雑損控除	・『申告所得税の実態』にある平均控除額をマクロレベルでの雇用者数と事業者数に乗じて計算。

※1『国民経済計算』から抽出することが困難なため取り除いてはいない。

※2具体的には仕送りや贈与等対価を伴わない金銭の移転を表している。

そこで、まず「家計部門の受取り」に対する「課税所得」「所得控除」「給与所得控除」の割合を見ていくことにしよう。まず図5は、森信・前川（2001）において社会保険料控除と医療費控除を課税対象とならない社会保障としているが、本稿では課税ベースのイロージョンのうち所得控除と給与所得控除によるイロージョンの程度を計測したいため、社会保険料控除と医療費控除を所得控除に含めて作成しなおしたものである。



出所) 森信・前川（2001）p114およびp118より作成。

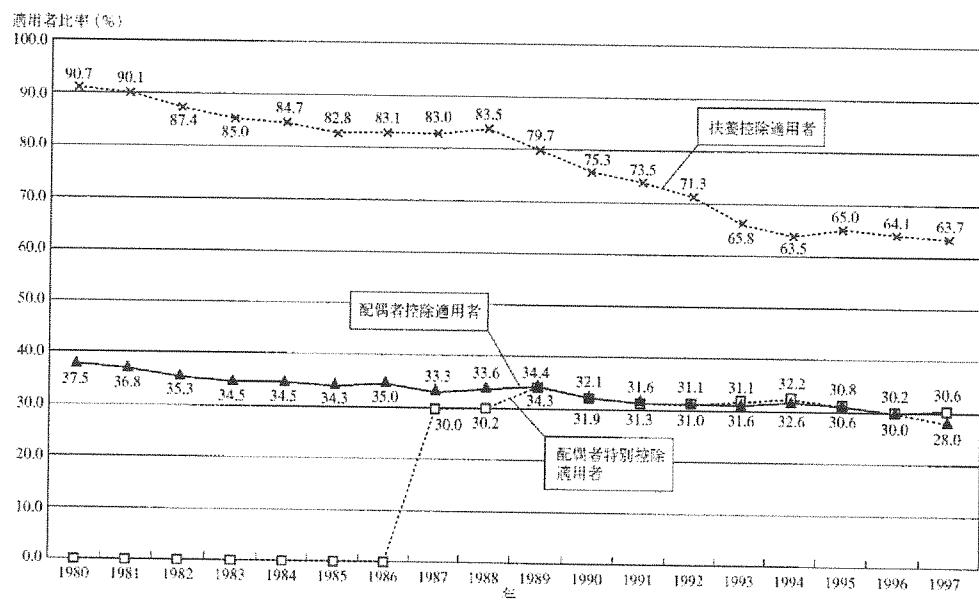
注) ここでの家計部門の受取りとは、帰属家賃を除いたものである。

図5 1980年から1997年の家計部門の受取りに占める課税所得等の割合(%)

図5を見てみると、「課税所得」の「家計部門の受取り」に対する割合については、1987年ごろまでほぼ40%前後で落ち着いていたが、1997年には30%少しでも落ちてきている。次に「所得控除」の「家計部門の受取り」に対する割合を見てみると、1980年には25%程度であったが徐々に下がってきて1997年には20%少しになっている。これについて森信・前川（2001）は、人的控除が縮小してきているからであるとし、その理由を「控除額は税制改正の度に引き上げられている。それにもかかわらずその規模が縮小傾向にあるのは・・・その適用割合が低下しているためである。」と説明している⁶⁷。その適用割合については図6に示している。最後に「給与所得控除」についてであるが、1980年か

⁶⁷ 森信・前川（2001）p117より引用。

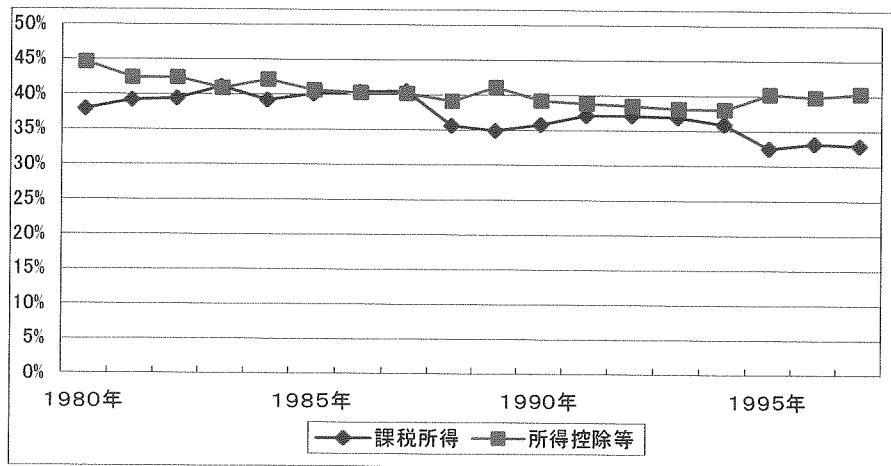
ら 1997 年までほぼ 20% 弱で安定している。



出所) 森信・前川 (2001) p118 より引用。

図 6 人的控除適用者比率の推移 (納税者に対する比率)

さらに、「所得控除」と「給与所得控除」を「所得控除等」として、「課税所得」とその割合について比較してみると、図 7 のように 1980 年から 1997 年までほぼ一貫して「所得控除等」が「課税所得」を上回っていることがわかる。このように、「所得控除等」によるイロージョンの度合いが、相当大きいことがわかった。



出所) 森信・前川 (2001) p114 および p118 より作成。

図 7 1980 年から 1997 年の家計部門の受取りに占める課税所得と所得控除等の割合(%)

第 2 節 課税ベースのマクロ推計

この節では、1998 年から 2005 年について森信・前川 (2001) の推計方法を踏襲し、実際に計測してみよう。課税所得の算出に使用するデータについては表 4 に示したとおりである。ただし、『国民経済計算』の改訂によって各項目が変わっていることや推計方法の見直し等が行われていることから、森信・前川 (2001) と全く同じ推計を行っているわけではない⁶⁸。さらに、「所得控除等」の推計方法について本稿では、前川 (2002) の推計を参考にしていることにも注意してもらいたい。また、上述のとおり社会保険料控除と医療費控除については所得控除として扱っている。

⁶⁸ 例えば、障害者等の少額貯蓄利子、障害者等の郵便貯蓄利子の非課税制度は、2002 年までは老人等の少額貯蓄利子、老人等の郵便貯蓄利子として満 65 歳以上の健常者も対象であったことも考慮しなければならない。

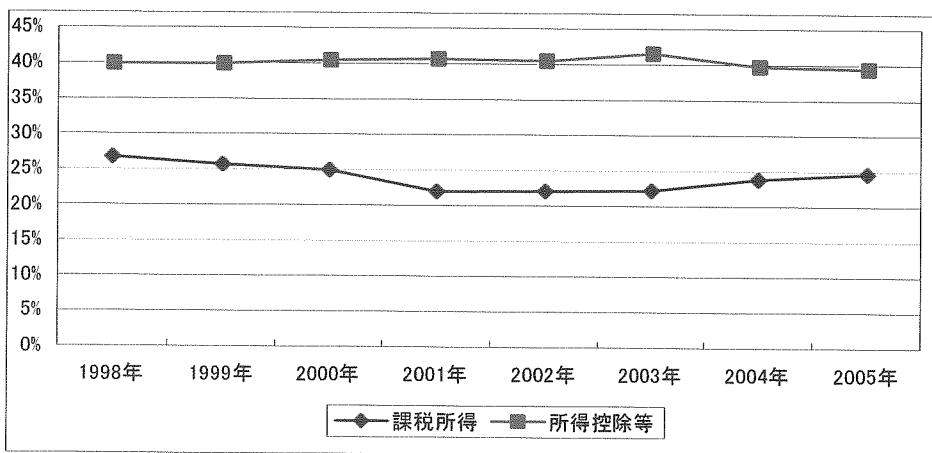
表 4 課税所得の算出に使用するデータ

		具体的な対象項目	使用データ
収入	家計部門の受取り (A)	本来課税されるべき所得	・『国民経済計算』の「雇用者報酬」「営業余剰・混合所得」「財産所得」「非生命保険金」「現金による社会保障給付」「年金基金による社会給付」「社会扶助給付」「無基金雇用者社会給付」「他に分類されない經常移転」を使用。
	収入として算入され ない受取り (a1)	フリンジ・ベネフィット※1 帰属家賃	・『国民経済計算』の「営業余剰(持 ち家)」を使用。
課 税 さ れ な い 収 入	制度上非課税扱い となる受取り (a2)	その他の移転※2 障害者等の少額貯蓄利子 障害者等の郵便貯蓄利子 財形貯蓄利子 損害保険金	・ その他の移転については『国民經 済計算』の「他に分類されない經 常移転」を使用。 ・ 障害者等の少額貯蓄利子、障害者 等の郵便貯蓄利子、財形貯蓄利子 については『国税庁統計年報書』 の源泉所得税統計から「老人等非 課税・財形貯蓄非課税分支払金 額」「その他非課税分支払金額」 を使用。 ・ 損害保険金は『国民経済計算』の 「非生命保険金」を使用。

	課税対象とならない 社会保障 (a3)	社会保障雇主負担 社会保障給付 社会扶助金	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障雇主負担として『国民経済計算』の「雇主の社会負担」「無基金雇用者社会給付」を使用。 ・社会保障給付として『国民経済計算』の「現金による社会保障給付」「年金基金による社会給付」を使用。 ・社会扶助金については『国民経済計算』の「社会扶助給付」を使用。
	給与所得控除	給与所得控除	<p>①『民間給与の実態』にある給与収入階級別の平均給与から各階級別の平均控除額を計算。</p> <p>②平均控除額の合計額 × (マクロの雇用者数 / 税務統計での給与所得者数) としてマクロ推計。</p>
所得控除等 (B)	人的控除	基礎控除	
		配偶者控除	
		扶養控除	
		配偶者特別控除	・『民間給与の実態』および『申告所得税の実態』から算出した各項目の1人あたりの控除額を、それぞれについてマクロレベルでの雇用者数と事業者数に乘じて計算。
		特定扶養控除	
		老人扶養控除	
	その他の 所得控除	社会保険料控除	
		生命保険料控除	
		損害保険料控除	
	医療費控除	医療費控除	・『申告所得税の実態』にある平均控除額をマクロレベルでの雇用者数と事業者数に乘じて計算。
		雑損控除	

※1 『国民経済計算』から抽出することが困難なため取り除いてはいない。

※2 具体的には仕送りや贈与等対価を伴わない金銭の移転を表している。

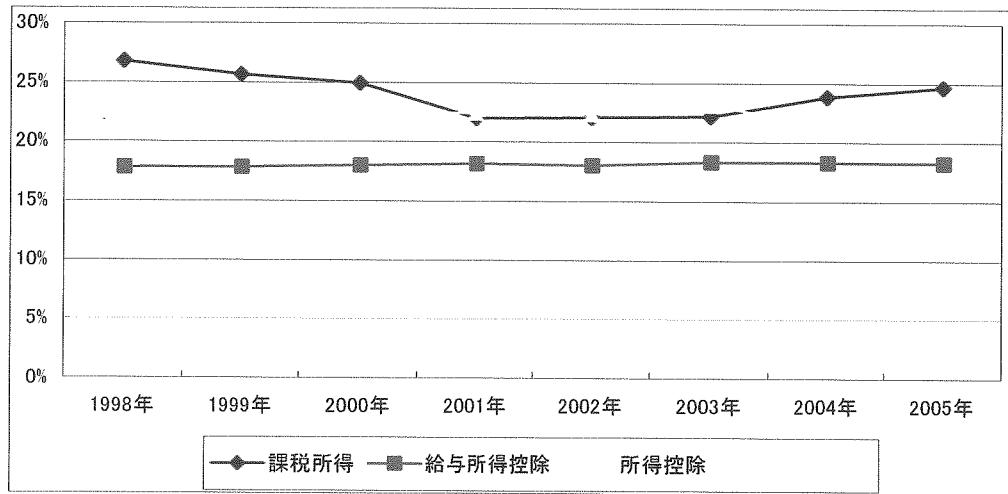


資料)内閣府『国民経済計算』、国税庁『統計年報書』、国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より作成。

図 8 1998年から2005年の家計部門の受取りに占める課税所得と所得控除等の割合(%)

まず「所得控除」と「給与所得控除」を「所得控除等」として、「課税所得」とその割合について比較してみると、図8のように1998年から2005年まで「所得控除等」が「課税所得」を完全に上回っていることがわかる。このように、「所得控除等」によるイロージョンの度合いが1998年以降も相当大きく、しかも拡大しているように見受けられる。このように「所得控除等」によるイロージョンの度合いは深刻さを増している。ただ、2004年からわずかに課税所得の割合が回復しているようなので、そのことを踏まえたうえでここから詳しく見てみよう。

次に、「所得控除等」を「所得控除」と「給与所得控除」に分けて見てみよう。図9を見てみると、「給与所得控除」は相変わらず一定の水準で安定しているように見える。「所得控除」と「課税所得」については、2001年まで「所得控除」はわずかに上昇し「課税所得」はわずかに低下し、そこから2003年まではお互いほぼ同じ水準であった。2004年から2005年にかけては逆に、「所得控除」がわずかに低下し「課税所得」はわずかに上昇している。このことから、2004年から「課税所得」の割合が回復しているのは、「所得控除」の割合が低下したことによるものであろう。そこで、「所得控除」の割合がどのように変化しているのかを見てみよう。



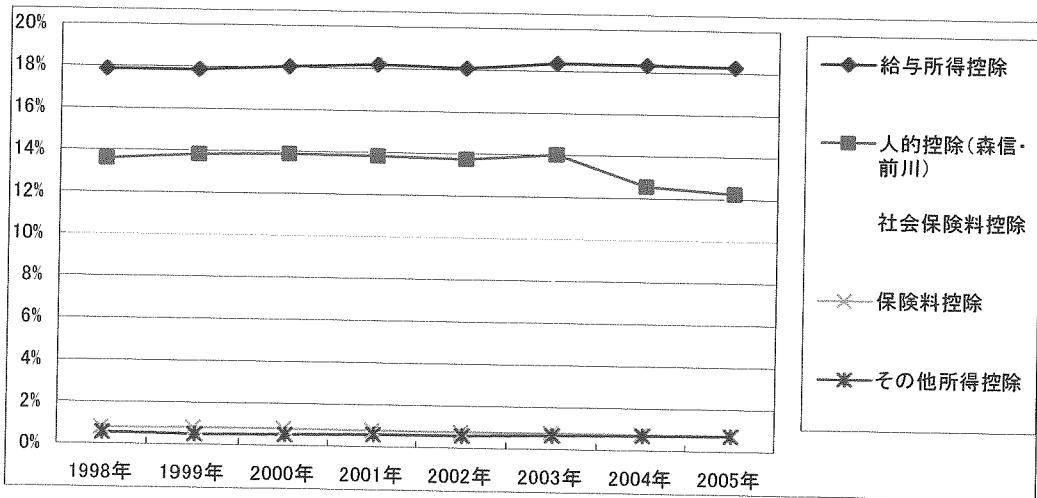
資料)内閣府『国民経済計算』、国税庁『統計年報書』、国税庁『税務統計

から見た民間給与の実態』、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より作成。

図 9 1998 年から 2005 年の家計部門の受取りに占める課税所得等の割合 (%)

図 10 は「所得控除等」の割合を細かく分けて示したものである。これを見てみると、保険料控除（生命保険料控除と損害保険料控除の合計）とその他の所得控除に関しては、1998 年から 2005 年にかけてほぼ安定している。次に、詳細に見てみたところ給与所得控除と社会保険料控除については、わずかではあるが上昇している。給与所得控除は、その構造が累退的であるので、所得の伸び悩む現状を反映して相対的な割合が上昇しているのであろう。社会保険料控除は、やはり社会保険負担が重くなってきてることを示しているのであろう。人的控除については、2003 年まではほぼ安定していたが、2004 年から 2005 年にかけてその割合はかなり低下している⁶⁹。このように、「所得控除等」の中で最も大きな変化をしているのは人的控除であるので、人的控除についてさらに詳しく見てみよう。

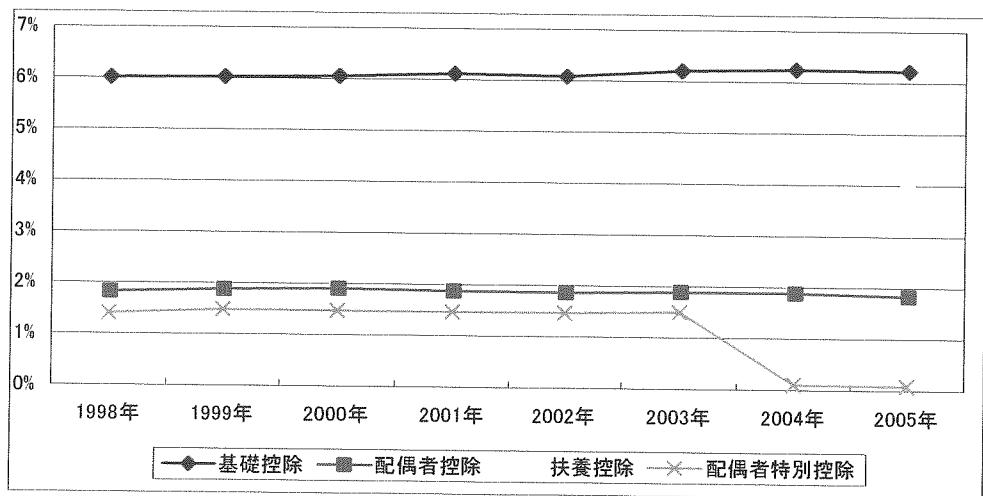
⁶⁹ ただし、ここでの人的控除とは、森信・前川（2001）に従って、追加的な人的控除である配偶者特別控除・特定扶養控除・老人扶養控除を含めたものである。



資料)内閣府『国民経済計算』、国税庁『統計年報書』、国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より作成。

図 10 1998 年から 2005 年の家計部門の受取りに占める所得控除等の割合

図 11 は、人的控除について詳細に示したものである。これを見てみると、2004 年から 2005 年にかけて配偶者特別控除の比率が大きく低下している。これは、配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止されたことによるものであろう。他の項目に関しては大きな変化はない。よって、「課税所得」の割合が回復したのは配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止によるものであると考えられる。このように「所得控除等」を整理・縮小することによって「課税所得」の割合が回復し、課税ベースを広げることができるであろうことがわかった。

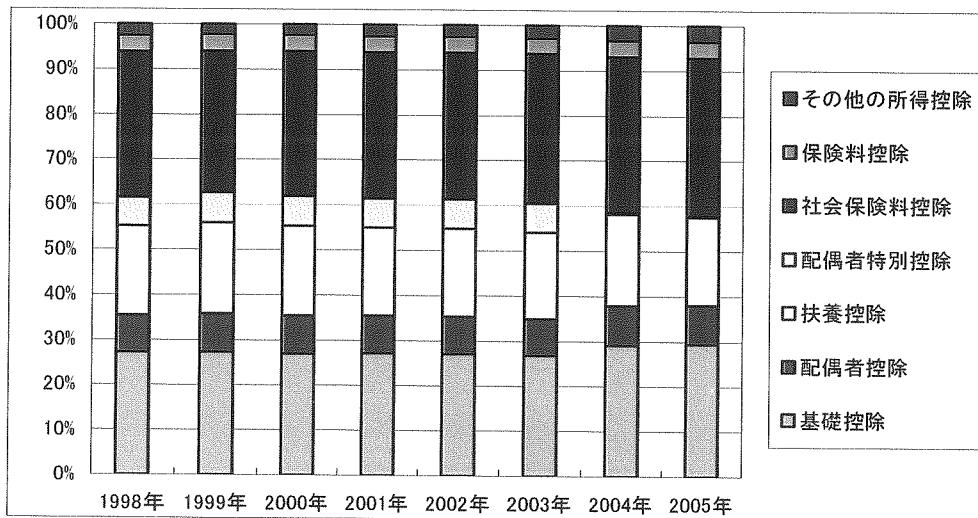


資料)内閣府『国民経済計算』、国税庁『統計年報書』、国税庁『税務統計

から見た民間給与の実態』、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より作成。

図 11 1998 年から 2005 年の家計部門の受取りに占める人的控除の各項目の割合

続いて、図 12 は今回の推計における「所得控除」の総額に対する各控除の割合を示したものである。これによると、最も割合が大きいのは社会保険料控除であり、その割合は 30% を超えている。また、その割合が伸びてきていることもわかる。上述のように、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止により「課税所得」の割合が回復したことを考えれば、社会保険料控除を廃止すれば課税ベースをより大きく広げができるのは自明の理であろう。



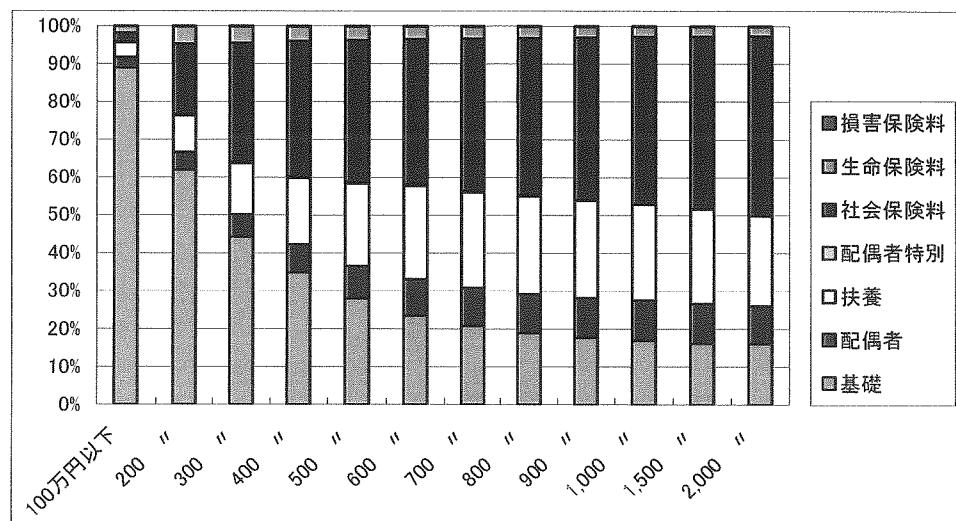
資料)内閣府『国民経済計算』、国税庁『統計年報書』、国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』より作成。

図 12 マクロ推計における所得控除総額に対する各控除の割合

第3節 所得税制の改正のための提言

最後に、実際の所得税制の改正のため、所得階級別にどのような傾向があるのかをミクロ的な側面から見てみよう。まず『税務統計から見た民間給与の実態』における各階級のそれぞれの控除の総額を給与所得者で割って各階級のそれぞれの平均控除額を算出する⁷⁰。そして、各階級のその所得控除額の総額に占める各控除の割合を表したものが図 13 である。図 13 を見てみると、大きな特徴として給与収入が大きくなるにつれて基礎控除の割合が小さくなっていることと、社会保険料控除の割合が大きくなっていることがわかる。すなわち、社会保険料控除の廃止による影響は、低所得者よりも高所得者のほうが大きいということである。逆に、基礎控除は低所得者ほどその割合が大きいので維持するべきであろう。

⁷⁰ ここでの給与所得者とは、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者のことである。



資料) 国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』(2005年版)より作成。

図 13 各給与階級別の所得控除総額に対する各控除の割合の内訳

以上のように推計を行ってきたが、「所得控除等」によるイロージョンの影響が「課税所得」に対して大きな影響を与えていたこと、「所得控除」の中でも社会保険料控除の割合が大きくさらには高所得者にとってその恩恵が大きいこと等が分かった。これらのことから、所得控除を整理・縮小の方向で再検討していくこと、特に社会保険料控除について再検討することが望ましいと考えられる。さらに本稿の目的とは違うため、今回は取りあげていないが「課税対象とならない社会保障」による影響も相当大きい。1998年から2001年にかけての「課税所得」の落ち込みはここから来るものである。これは、高齢化が進むわが国の年金給付額の増加や社会全体の経済状況の悪化による生活保護費等の社会保障給付の増加を顕著に示しており、今後の課題としていかねばならないだろう。

第5章 おわりに

現在の日本において、所得税の税率のフラット化が進んでいるにもかかわらず課税ベースに対してあまり考慮がなされていないと考え、本稿で課税ベース拡大について検討してきた。

第3章において、日本の所得税法で認められている所得控除等について見てきた。そこで検討してきたように、給与所得控除については本来認められるべきでない役割を持っている上にその規模が過大であることから縮小する必要があると考えられる。生命保険料控除については、創設当時の政策目的である保険加入の促進という役割をすでに達成しており廃止すべきであると考えられる。地震保険料控除については、平成19年1月1日より損害保険料控除を改組し創設されたものである。このような点からすると、本稿で検討してきたことはあまり意味をなさないようにも感じられる。しかし、現状の地震保険料控除が旧来の損害保険料控除を限度額である1万5,000円まで認め、さらにそれを含んだ上で限度額を5万円まで引き上げていることは問題であろう。これらのことを考え合わせれば、問題であった損害保険料控除を存続しさらに地震保険料を新しく創設したことと同じであり再検討する必要があるだろう。社会保険料控除については、賦課方式をとっている現在の日本の社会保険料を税とみなすとその存在理由はないと考えられる。人的控除に関しては、生存権を根拠とするもので最低生活費に課税しないということには存在意義があろう。ただ、その最低生活費がいくらであるのかというのは難しい問題であり、立法府において再検討されるべきと考えられる。また、所得控除等をイロージョンとして考えれば、Pechman (1957) がいうように、一部の人に対して恩恵を与えることの多いイロージョンは減らしていくことが望ましいだろう。また、第4章では実際に所得控除等の規模について見てきた。イロージョンとしての所得控除等は相当大きく多くの問題が指摘される。その中でも、社会保険料控除については、高所得者において所得控除に占める割合が多く、高所得者により多くの恩恵が与えられていることから再検討することが望ましいだろう。以上のように、所得控除等については問題も大きく課税ベース拡大を行うためには廃止・縮小の方向にすべきと考えられる。

最後に、本稿の目的とは違うため取り上げることの出来なかった問題点につ

いて触れていきたい。第3章において給与所得の必要経費について検討したが、これは給与所得だけに限った問題ではない。武田（1969）において「個人所得の場合には、収入に必要な経費と生計費等の個人的消費との区分が困難であるため、課税上その分離について種々の問題が生ずる。これは給与所得にのみ限定される問題ではなくて、給与所得以外の勤労による所得（たとえば自由職業者の所得）、さらには個人事業者についても同様の問題が生ずる」として言及している⁷¹。また、村井（1985）においても「必要経費と家事費は、概念的には区別できるものの、実際には、必要経費の中にも家事費的要素が混在していると思われるものが少なくない」としている⁷²。これは、例えば事業所得者が必要経費としているものにも家事費が混在しているというようなことである。ただ、先述したように他の所得が実質的に家事費を必要経費に含めているからといって給与所得にも認めるというのは、結果的に脱税等を認めることとなるため問題がある。そのような観点からすると、給与所得だけでなく他の所得に関しても必要経費のあり方について再検討すべきなのであろう。また、課税ベースのイロージョンとして、所得からの除外項目なども検討しなければならないだろう。これは、石（1979）において「主として税法上の特別な優遇措置によって、本来課税所得に包含されるべきであるのに脱落しているものである」として問題視している⁷³。これらの問題点については、今後の検討すべき課題としていきたい。

⁷¹ 武田（1969）p34より引用。

⁷² 村井（1985）p101より引用。

⁷³ 石（1979）p37より引用。

参考文献

- 安部由紀子・大竹文雄（1995）「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』Vol. 31 No.2, pp120-134.
- 新井隆一（2001）「給与所得課税・所得控除の問題点」金子宏編『21世紀を支える税制の論理第2巻 所得税の理論と課題』所収, pp121-137, 税務経理協会.
- 石弘光（1979）『租税政策の効果』東洋経済新報社.
- 井堀利宏（2003）『要説：日本の財政・税制』税務経理協会.
- 植松守雄（1969）「最近の「サラリーマン減税」をめぐる論議について」『ジュリスト』No.419, pp24-33.
- 植松守雄（1995a）「税制改革断想（11）—所得課税のイロージョンと不公平税制是正—」『税経通信』Vol. 50 No.10, pp31-36.
- 植松守雄（1995b）「税制改革断想（12）—所得課税のイロージョンと不公平税制是正—」『税経通信』Vol. 50 No.11, pp35-40.
- 金子宏（2003）「総説－所得税における所得控除の研究」『日税研論集』第52号, pp3-24.
- 金子宏（2004）「所得税制の構造改革－少子・高齢化社会と各種控除の見直し」『ジュリスト』No.1260, pp235-241.
- 金子宏（2007）『租税法』弘文堂.
- 清永敬次（1986）「所得税法上の課税最低限基準の算定方法と憲法14I等」『民商法雑誌』第94巻第6号, pp793-796.
- 小泉和重（1996）「アメリカ政府間租税関係と州税制の多様性－連邦所得税の州・地方税所得控除制度の意義と役割－」『アドミニストレーション』第3巻3号, pp43-88.
- 小西砂千夫（1986）「勤労所得税の超過負担とその計測」『関西学院経済学研究』No.19, pp43-56.
- 小西砂千夫（1997）『日本の税制改革－最適課税論によるアプローチ』有斐閣.
- 汐見三郎・松隈秀雄（1954）『租税法概論』大蔵出版株式会社.
- 渋谷雅弘（1997）「公的年金の課税」『日税研論集』第37号, pp121-142.
- 武田昌輔（1969）「給与所得者の必要経費について」『ジュリスト』No.419, pp34

- 40.

- 野口悠紀雄（1989）『現代日本の税制』有斐閣。
- 裴海善（1995）「女子労働供給の日・韓比較分析—クロス・セクション分析—」『経済科学』第43巻第1号, pp43-58.
- 橋本恭之（2006）「税・社会保障制度と労働供給」樋口美雄編『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策』所収, pp323-341, 日本評論社。
- 畠山武道・渡辺充（2000）『新版租税法』青林書院。
- 林宏昭（1996）「所得税の控除制度と課税単位のあり方について」『総合税制研究』No.4, pp156-178.
- 林宏昭（2002a）『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社。
- 林宏昭（2002b）「年金課税適正化の方向について」『国際税制研究』No.9, pp123-129.
- 林正義（2003）「税制と労働供給—我が国における実証分析をめぐって—」『経済研究』第128号, pp19-34.
- M・アン・ヒル（1982）「女子労働力率の日米比較—経済学的モデルと経験的結果—」『日本労働協会雑誌』No.274, pp14-25.
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社。
- 藤田晴（2003）「所得課税のあり方—控除制度を中心として」『税経通信』No.9, pp44-50.
- 樋口美雄・早見均（1984）「女子労働供給の日米比較」『三田商学研究』27巻5号, pp30-50.
- 前川聰子（2002）「日本における所得税改正と所得税収の変化」『国際税制研究』No.8, pp145-162.
- 水野忠恒（2007）『租税法』有斐閣。
- 宮島洋（1994）「高齢化社会の公的負担の選択」野口悠紀雄編『税制改革の新設計』所収, pp11-50, 日本経済新聞社。
- 村井正（1985）「大嶋訴訟最高裁判決に思う（6）」『税経通信』Vol.40 No.7, pp98-102.
- 森信茂樹・前川聰子（2001）「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』第57号, pp103-122.

- B. I. Bittker (1967), "A "Comprehensive Tax Base" as a Goal of Income Tax Reform", *Harvard Law Review*, Vol. 80 No.5, pp925–985.
- J. A. Pechman (1957), "Erosion of the Individual Income Tax", *National Tax Journal*, Vol. 10 No.1, pp1 – 25.
- J. A. Pechman (1959), "What Would a Comprehensive Individual Income Tax Yield?", *Tax Revision Compendium*, Vol. 1, pp251–281.
- J. A. Pechman (1986), *The rich, the poor, and the taxes they pay*, Wheatsheaf Books LTD, (石弘光・馬場義久 (1988)『税制改革の理想と現実』東洋経済新報社).
- R. Goode (1964), *The Individual Income Tax*, The Brookings Institution, (塙崎潤 (1976)『個人所得税』今日社).

参考資料

- 税制調査会 (1956)『臨時税制調査会答申』
- 税制調査会 (2001)『平成14年度の税制改正に関する答申』
- 税制調査会 (2005)『個人所得課税に関する論点整理』
- 総務省『家計調査年報』
- 国税庁『統計年報書』
- 国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』
- 国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』
- 内閣府『国民経済計算年報』
- 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>
- 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

参照判例

- 最高裁昭和23年9月29日大法廷判決『食糧管理法違反被告事件』(最高裁判所
刑事判例集2巻10号p1235)
- 京都地裁昭和49年5月30日判決『所得税決定処分取消請求事件』(判例時報
741号p28)
- 大阪高裁昭和56年6月26日判決『所得税更正処分取消請求事件』(行政事件裁

判例集 32 卷 6 号 p949)

最高裁昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決『行政処分取消等請求事件』(最高裁判所
民事判例集 36 卷第 7 号 p 1235)

最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決『所得稅決定処分取消請求事件』(最高裁
判所民事判例集 39 卷 2 号 p 247)

最高裁昭和 60 年 12 月 17 日第 3 小法廷判決『所得稅更正処分取消請求事件』(判
例時報 1187 号 p59)